

申請者各位

日頃より各種申請にて（株）住宅性能評価センターをご利用いただき誠にありがとうございます。
審査及び検査に関するお知らせをさせていただきます。

=====**お知らせ**=====

2025年法改正前後の建築確認申請の取り扱いについて

建築基準法の改正に伴う法施行日前後における建築確認の申請・交付スケジュールについて、3月中に着工するための目安となる申請日をご案内いたします。

【3月中に交付する建築物の事前申請期限の目安】

◇木造2階建以下の建築物

2025年2月25日（火）（消防同意が不要な場合は2025年3月3日（月））

◇木造3階建ての建築物

2025年2月17日（月）（消防同意が不要な場合は2025年2月25日（火））

【3月中に交付する建築物の本受付期限の目安】

◇消防同意日数 3日の建築物（法6条第1項第四号建築物）

2025年3月21日（金）（消防同意が不要な場合は2025年3月27日（木））

※特定行政庁の敷地道路照会等が必要な場合は3月14日（金）

◇消防同意日数 7日の建築物（上記以外の建築物）

2025年3月18日（火）（消防同意が不要な場合は2025年3月27日（木））

※特定行政庁の敷地道路照会等が必要な場合は3月14日（金）

※審査内容により3月中に交付できない場合があります。

※目安となるスケジュールは審査開始時にすべての申請図書が提出されている場合に限りです。

※2025年3月31日までに建築確認済を取得し、2025年4月1日以降に着工する場合は、検査までに追加審査が必要になります（原則として、構造図書は着工までに省エネ図書（または省エネ適合判定書）等は上棟までに変更手続きによる提出をお願いいたします。）

【新法対応建築物の事前申請受付開始日】

2025年4月1日（火）

- 2025年4月の第3週目までに着工の計画をされている場合は、申請先の各事務所にご相談ください。
- 2025年1月以降は多数の申請が想定されます。早めの計画・申請をご検討ください。

株式会社住宅性能評価センター

最寄りの各事務所までお問い合わせください。

<https://www.seinouhyouka.co.jp/company/office/>